

令和8年度
川口市学校施設開放事業
説明資料

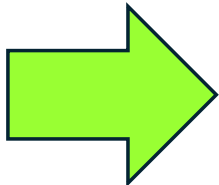
川口市教育委員会 教育政策室

I 学校施設開故事業の新たな仕組みの導入と背景

事業の新たな仕組みを導入する目的
公平公正で安定的な施設の運営を図ること

背景と課題

- 教育委員会と学校との連携の更なる強化
- 施設管理の適正化
- 利用者の健康面での安全性の向上(暑さ対策など)
- 施設の維持管理費・修繕費の高騰
- 令和9年9月からの休日の部活動の地域展開に伴う利用団体数の増加による学校の負担増の懸念
- 利用団体の偏り等があり公平公正とは言い切れない状況が一部にあること
- 近隣住民との良好な関係性を築けず、学校運営に支障を来すことが一部にあること



対策(主な変更点)

- 統一的な利用制度の構築
 - ・教育委員会による定期的な利用の一括管理
 - ・電子システム(団体登録・施設利用申請・使用料納付等)の導入
 - ・中学校体育館の空調施設の利用可能団体の拡充
 - ・利用時間の上限設定(18時間/週 ※令和8年度は28時間/週)
 - ・団体登録の取消し制度の導入
- 使用料の徴収(令和8年6月利用分から)

利用団体について

- 定期的な利用日時を協議会で調整
- 団体登録・施設利用申請・使用料納付のシステム入力
- 使用料の納付・還付の申請

教育委員会の役割

- 定期的**な利用にかかる団体登録、減免及び施設利用申請の審査・許可(不許可)
- 使用料の徴収事務及び還付
- 学校と協力し、課題のある団体に対応
- 団体登録の取消し等の審査・決定

学校(校長)の役割

- 学校施設開放に関する協議会(以下「協議会」という。)への利用条件・注意事項などの提示
- 一時的**な利用(町会・PTA等)の受付・許可(不許可)及びシステム入力
- 鍵の取扱い(令和8年度)

※定期的及び一時的な利用については、後述します。

制度説明・周知

- 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市スポーツ少年団の各団体の各団体の会合において説明予定
- 5月の全市合同町会長会議においても説明予定
- 広報かわぐち 2月号にて関係条例の制定の周知(議会)
- 3月号にて新たな学校施設開故事業について周知

Ⅱ 令和8年度(6月以降)の学校施設開放事業の概要

1 趣旨

市民が、自主的な社会教育及び公共のための地域の振興を目的として活動を行う場合に、
学校教育に支障のない範囲内で施設等を利用する事業

2 利用可能な団体

構成員が5人以上で、代表者が成年である団体。

3 利用可能な施設

※各学校の利用可能な施設については、
一覧表を教育委員会ホームページに掲載します。

- (1) 体育施設(運動場、体育館、武道場、テニスコート)
- (2) そのほか(音楽室などの特別教室など)
- (3) 附帯施設(体育館の空調施設、運動場の夜間照明施設)

4 利用可能な日時

※各学校の利用可能な日時については、利用可能な施設に併せて
一覧表を教育委員会ホームページに掲載します。

- (1) 日にち 年末年始(12月28日から翌年の1月4日までの日)を除いた通年
- (2) 時間(2時間で1コマ) ※長期休業期間は、休日と同じ扱いとなります。
 - 平日 午後5時～午後7時、午後7時～午後9時
 - 休日 午前7時～午前9時、午前9時～午前11時、午前11時～午後1時、午後1時～午後3時、
午後3時～午後5時、午後5時～午後7時、午後7時～午後9時

Ⅱ 令和8年度(6月以降)の学校施設開放事業の概要

5 使用料

※令和8年6月1日以降の利用分から使用料の納付が必要です。

学校の施設毎の金額については、教育委員会ホームページ等でお示しします(2月上・中旬)。

※構成員の2割以上が市外に住所を有する者である団体(小学生又は中学生の団体を除く。)の①運動場等の使用料の額は、**2倍**とします。

①運動場等の使用料

種別	単位	金額		
		7時 ～13時	13時 ～17時	17時 ～21時
運動場	8,000㎡未満	2時間 340円		
	8,000㎡以上	2時間 680円		
体育館	840㎡未満	2時間 550円		
	840㎡以上	2時間 1,100円		
武道場	240㎡未満	2時間 610円		
	240㎡以上	2時間 1,220円		
テニスコート (1面)	2時間	820円		
その他の施設	2時間	240円	490円	730円

②附帯施設の使用料(実費相当額)

種別	単位	金額
運動場夜間照明施設	1時間	電球1個につき30円を限度として 市長が別に定める額
体育館空調施設	1時間	730円

※運動場の夜間照明施設については、実費以下に金額設定していることから、使用に影響がない範囲での電球の切れが生じても減額はありませぬ。

※運動場の夜間照明施設については、次の表に掲げる期間及び時間における利用については、照明の点灯が不可欠となることから、使用料を徴収します。下の表に以外の期間及び時間においても利用は可能です。

期間	時間
1月5日から1月31日、11月1日から12月27日	16時以降
2月1日から3月31日、9月20日から10月31日	17時以降
4月1日から5月30日、8月1日から9月19日	18時以降
6月1日から7月31日	19時以降

※体育館の空調施設は、7月から9月までの利用について、利用者の健康面での安全性の観点から空調の使用が不可欠となることから、使用料を徴収します。7月から9月以外の期間及び時間においても利用は可能です。

Ⅱ 令和8年度(6月以降)の学校施設開放事業の概要

6 使用料の減免

(1) 免除となる対象団体

※運動場の夜間照明施設及び体育館の空調施設の使用料を除く。
※構成員個人が支払う会費が1カ月あたり1万円以上の団体を除く。

- ①市立の教育機関がその目的を遂行するために利用する場合
- ②市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合
- ③公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団が各団体の規約等に規定する事業を遂行するために利用する場合
- ④市内の町会・自治会を統合する連合町会が季節催事等を行うために利用する場合
- ⑤施設の存する学校において地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体が学校支援活動等に資するため、年に数回程度利用する場合
- ⑥障害者及びその介護者によって構成され、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する団体（障害者の数が団体の構成員の数の2分の1以上であること）が利用する場合
- ⑦県及び市が実施する部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が利用する場合
※令和9年9月以降に地域クラブ活動を統括する組織（（仮称）川口市地域クラブ（Kawaguchi City Club））に加盟する団体が利用する場合（予定）

Ⅱ 令和8年度(6月以降)の学校施設開放事業の概要

6 使用料の減免

(2) 減額(使用料が1/2)となる対象団体

※運動場の夜間照明施設及び体育館の空調施設の使用料を除く。
※構成員個人が支払う会費が1カ月あたり1万円以上の団体を除く。

- ①埼玉県内に所在する教育機関（第2条第1号の教育機関を除く。）がその目的を遂行するため利用する場合
- ②埼玉県の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合
- ③公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が各団体の規約等に規定する事業を遂行するため利用する場合
- ④公益財団法人埼玉県スポーツ協会（加盟団体を含む。）がその定款に規定する事業を遂行するため利用する場合
- ⑤市内の町会・自治会が会員全員を対象とした季節催事等を行うために利用する場合（継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く）
- ⑥代表者及び指導者以外の構成員が、市内に居住する65歳以上の者で構成される団体であって、かつ心身の健康面の維持・増進のために利用する場合
- ⑦乳幼児及び小・中学生が中心に活動する団体（乳幼児及び小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学であること）

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○ 定期的な利用 ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用 (一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上 または年間12回以上利用)

1 協議会等の設置及び開催

※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示



2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力



3 団体登録及び使用料の減免申請

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録**システム」に入力



4 学校施設の利用申請

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に入力

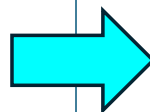


5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)



6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のおり



①学校は、極力令和8年2月中に(利用団体に利用申請システムの入力を3月15日までに完了してもらうため)新年度に向け、これまで自校の施設を利用してきた団体に連絡し、協議会等を開催する。

②**利用団体は**、教育委員会のホームページに掲載する条例、規則、要綱、注意事項、マニュアル等を確認する。

③学校は、協議会等において、令和8年度の学校行事、町会行事、PTA活動などの日程及び各学校の利用条件(駐車場など)を利用団体に伝える。

④**協議会等は**、日程調整を行い、**学校に**調整結果を報告する。

※質問事項は、同ホームページの「**問い合わせフォーム**」を活用してください。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○ 定期的な利用 ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用 (一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上 または年間12回以上利用)

1 協議会等の設置及び開催

※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示

2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力

3 団体登録及び使用料の減免申請

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録**システム」に入力

4 学校施設の利用申請

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に入力

5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)

※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)

6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のとおり

①学校は、令和8年2月中に教育委員会ホームページに掲載する「川口市学校施設開放事業**施設利用申請システム**」に学校行事等(学校行事の準備期間を含む)を入力する。

②学校は、令和8年2月中に①に併せて同システムに令和8年度の町会行事、PTA活動などの一時的な利用について、必要事項を入力する。

③学校は、一時的な利用について、「川口市学校施設開放事業**団体登録申請**システム」に必要事項を入力する。

※入力した情報については、学校施設開放事業の範囲内において、学校と共有します。

※一時的な利用の2と同じ。

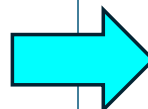
※利用団体が利用予定日を入力した後に学校行事やPTA行事等の一時的な利用が決まった場合には、利用申請を取り消していただくことがあります。

既に使用料を納付済の場合には、利用団体は、「川口市学校施設開放事業**使用料還付申請**システム」に必要事項を入力し、手続きを行ってください。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○ 定期的な利用 ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用 (一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上 または年間12回以上利用)

- 1 協議会等の設置及び開催
※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示
- 2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力
- 3 団体登録及び使用料の減免申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録**システム」に入力
- 4 学校施設の利用申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に入力
- 5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)
- 6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のとおり



- ① **利用団体は**、令和8年3月1日からに新年度に向け、教育委員会ホームページに掲載する「川口市学校施設開放事業**団体登録申請**システム」に必要事項を入力する。※1団体につき2校まで団体登録が可能
- ② **利用団体のうち、減免の対象となる団体**は、①に併せて同システムに減免の対象となる項目等、必要事項を入力する。※入力した情報については、学校施設開放事業の範囲内において、学校と共有します。
- ③ 教育委員会は、新しい仕組みの開始(令和8年6月)前までに審査し、①で入力されたメールアドレスに、結果を通知する。
- ④ **利用団体は**、年度の途中で団体登録及び減免の要件となる内容に変更が生じた場合には、「川口市学校施設開放事業**団体登録変更届**システム」に必要事項を入力し届け出る。
- ⑤ 条例等の規定、教育委員会及び学校長の指示に従わない場合には、団体登録を取り消す場合があります。
※取り消し後、当該年度を含め3カ年度は、全ての市内小・中学校において団体登録することはできません。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○定期的な利用 ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用 (一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上 または年間12回以上利用)

- 1 協議会等の設置及び開催
※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示
↓
- 2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校
行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力
↓
- 3 団体登録及び使用料の減免申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録**システム」に入力
↓
- 4 学校施設の利用申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に
入力
↓
- 5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に
入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)
↓
- 6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のとおり

①**利用団体は、令和8年3月1日から令和8年3月15日
までの間**に、協議会等で調整した令和8年6月分の利用
希望日を「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**
システム」に必要事項と併せて入力する。

②令和8年7月以降の利用希望日については、3カ月前
の15日までに順次入力する。
(例:7月分の入力締め切り日は、4月15日)

※協議会等で利用日が決定していても、利用申請や使用料が納付され
ていない場合には、施設を利用することはできません。
※利用申請があっても使用料が納期日までに納付されていない場合は、
教育委員会において、利用申請を取り消します。
※このほか、学校教育上の支障がある場合など、教育委員会が利用の
許可を取り消す場合があります。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○ 定期的な利用 ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用 (一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上 または年間12回以上利用)

- 1 協議会等の設置及び開催
※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示
↓
- 2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力
↓
- 3 団体登録及び使用料の減免申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録申請**システム」に
↓ 入力
- 4 学校施設の利用申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に
↓ 入力
- 5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に
↓ 入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)
- 6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のとおり

納付書払い

- ①教育委員会は、**納付書**での使用料の納付を希望する団体に対し、団体登録時に入力した住所に納付書を送付する。
- ②**利用団体は**、納付書を金融機関に持参し、納期日までに納付する。

電子決済(クレジットカード又はPayPay)

- ①**クレジットカード又はPayPayでの使用料の納付を希望する利用団体は**、教育委員会ホームページに掲載する「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に3カ月前の末日までに必要事項を入力する。
(例:7月分の入力締め切り日は、4月30日)
- ②教育委員会が登録されたメールアドレスに納付通知。
- ③利用団体は、納期日までに電子決済する。

【還付】原則として還付しません。ただし、悪天候で運動場が利用できなかった場合などは、申請に基づき還付します(口座振替)。

【実費負担】

- (1)運動場の夜間照明施設や体育館の空調施設の電源の消し忘れがあった場合(時間数に応じて納付)
- (2)利用者の責による、警備の出動等にかかる費用

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(定期的な利用)

○ **定期的な利用** ※規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用
(一つの学校で概ね1カ月あたり1回以上
または年間12回以上利用)

- 1 協議会等の設置及び開催
※学校は、予め利用についての意見(条件)を利用団体に提示
↓
- 2 学校が利用申請システムに令和8年度の学校
行事、町会行事、PTA活動などの日程等を入力
↓
- 3 団体登録及び使用料の減免申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**団体登録**システム」に入力
↓
- 4 学校施設の利用申請
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**施設利用申請**システム」に
入力
↓
- 5 使用料の納付(納付方法は、クレジットカード、PayPay、納付書払い)
※利用団体が「川口市学校施設開放事業**使用料納付**システム」に
入力(納付書払いを希望する場合は、入力する必要無し)
↓
- 6 学校施設の利用 ※鍵の取扱いは、令和8年度は従前のとおり

①鍵の取扱いは、令和8年度においては従前のとおり。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(一時的な利用)

○ **一時的な利用** ※規則等で規定する施設及び時間の範囲外での利用を含む。

(町会・自治会及び連合町会が行う納涼祭、
運動会及び文化祭等の町会行事

PTA等が行うバザー等)

1 **利用希望団体が**校長に申請



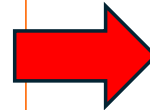
2 学校が利用申請システムに入力
(減免対象についても併せて入力)



3 利用希望団体が使用料を納付(納付書のみ)



4 学校施設の利用 鍵の取扱いは従前のおり(令和8年度)



① **利用希望団体は**、学校に利用目的と日程を伝える。

② **利用希望団体は**、学校に一時利用の申請書を提出する。

※減免に該当する団体のうち、以下の団体については、**構成員の名簿**の提出が必要。

- ・障害者及びその介護者によって構成され、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する団体(障害者の数が団体の構成員の数の2分の1以上であること)が利用する場合(免除)
- ・代表者及び指導者以外の構成員が、市内に居住する65歳以上の者で構成される団体であって、かつ心身の健康面の維持・増進のために利用する場合(減額)
- ・小・中学生が中心に活動する団体(小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学であること)(減額)

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(一時的な利用)

○ **一時的な利用** ※規則等で規定する施設及び時間の範囲外での利用を含む。

(町会・自治会及び連合町会が行う納涼祭、
運動会及び文化祭等の町会行事

PTA等が行うバザー等)

1 **利用希望団体が**校長に申請



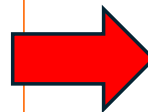
2 学校が利用申請システムに入力
(減免対象についても併せて入力)



3 利用希望団体が使用料を納付(納付書のみ)



4 学校施設の利用 鍵の取扱いは従前のおり(令和8年度)



①学校は、令和8年2月中に教育委員会ホームページに掲載する「川口市学校施設開放事業**施設利用申請システム**」に学校行事等(学校行事の準備期間を含む)を入力する。

②学校は、令和8年2月中に①に併せて同システムに令和8年度の町会行事、PTA活動などの一時的な利用について、必要事項を入力する。

③学校は、一時的な利用について、「川口市学校施設開放事業**団体登録申請システム**」に必要事項を入力する。

※入力した情報については、学校施設開放事業の範囲内において、教育委員会と共有します。

※定期的な利用の2と同じ。

※利用団体が利用予定日を入力した後に学校行事やPTA行事等の一時的な利用が決まった場合には、利用申請を取り消していただくことがあります。

既に使用料を納付済の場合には、利用団体は、「川口市学校施設開放事業**使用料還付申請システム**」に必要事項を入力し、手続きを行ってください。

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(一時的な利用)

○ **一時的な利用** ※規則等で規定する施設及び時間の範囲外での利用を含む。

(町会・自治会及び連合町会が行う納涼祭、
運動会及び文化祭等の町会行事

PTA等が行うバザー等)

1 利用希望団体が校長に申請



2 学校が利用申請システムに入力
(減免対象についても併せて入力)



3 利用希望団体が使用料を納付(納付書のみ)



4 学校施設の利用 鍵の取扱いは従前のおり(令和8年度)

一時的な利用であっても、規則等で規定する施設及び時間の範囲内で利用する場合、使用料が免除となる団体以外は、使用料の納付が必要。

納付書払い

- ①教育委員会は、使用料が免除となる団体以外の団体に対し、「川口市学校施設開放事業施設団体登録システム」に入力された住所に納付書を送付する。
- ②各利用団体は納付書を金融機関に持参し、納期日までに納付する。

【還付】

原則として還付しません。ただし、悪天候で校庭が利用できなかった場合などは、申請に基づき還付します(口座振替)。

【実費負担】

- (1)運動場の夜間照明施設や体育館の空調施設の電源の消忘れがあった場合(時間数に応じて納付)
- (2)利用者の責による、警備の出動等にかかる費用

Ⅲ 令和8年度の学校施設の利用までの流れ(一時的な利用)

○ **一時的な利用** ※規則等で規定する施設及び時間の範囲外での利用を含む。

(町会・自治会及び連合町会が行う納涼祭、
運動会及び文化祭等の町会行事

PTA等が行うバザー等)

1 利用希望団体が校長に申請



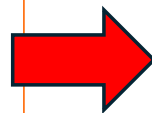
2 学校が利用申請システムに入力
(減免対象についても併せて入力)



3 利用希望団体が使用料を納付(納付書のみ)



4 学校施設の利用 鍵の取扱いは従前のおり(令和8年度)



①鍵の取扱いは、令和8年度においては従前のおり。

IV その他

1 その他の取扱いについて

- ①使用権の譲渡の禁止
- ②設備の設置、変更の禁止
- ③原状回復の義務
- ④事故の報告

※教育委員会ホームページに掲載する「川口市学校施設開放事業**事故報告システム**」を使用

- ⑤校地内での火気使用の原則禁止、運動場への乗用車の乗り入れ禁止、
周辺住民への配慮
- ⑥学校長からの施設利用に関する注意事項など

IV その他

2 令和8年度 学校施設開放事業のスケジュール

- 令和8年2月中旬
- 川口市教育委員会ホームページに係る関係例規及びシステムを掲載
 - ・川口市学校施設の使用料に関する条例
 - ・川口市学校施設開放事業に関する規則
 - ・川口市学校施設の使用料の減免に関する要綱
 - ・川口市学校施設開放事業に関する運用要綱
 - ・川口市学校施設等の使用に関する注意事項
 - ・川口市学校施設開放事業に関する利用団体向けマニュアル
 - ・学校施設開放協議会要項(雛形)
 - ・関係システム
- 令和8年2・3月中
- 利用団体は、協議会を設置及び開催し、令和8年度の利用日を調整
 - 教育委員会は、公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市スポーツ少年団の各団体の理事会等において説明予定
 - 広報かわぐち 2月号において使用料条例の内容を公表
- 令和8年2月中
令和8年3月中
- 学校は、令和8年度の学校行事や一時的な利用(町会・PTAの行事など)で施設の利用ができない日を入力
 - 利用団体は**、団体登録を実施 ※令和9年度以降は、団体登録と学校施設開放協議会の順序が逆になる。
 - 広報かわぐち 3月号において事業概要を公表
- 令和8年5月
令和8年6月1日以降
- 全市合同町会長会議において説明
 - 新たな仕組みにおいて学校施設の利用開始

IV その他

3 令和9年度以降に導入予定の事業について

- ① 新たな施設使用の申請システムの導入
 - ※システム入力の特便性の向上
 - ※使用料(附帯施設の使用料を含む)の納付方法の特充・還付方法の特便性の向上
- ② 利用申請システムに連動した鍵管理システムの導入
- ③ コールセンターの導入
- ④ 休日の部活動の原則廃止(令和9年9月)に伴う学校施設の特先利用について、新たな仕組みを施行

お問い合わせフォーム



川口市教育委員会教育政策室

新しい仕組みの導入に
ご理解・ご協力を
お願い申し上げます。



教育政策室